

海外安全対策情報

～平成31年度及び令和元年度第1四半期（2019年4～6月）～

1 治安情勢及び一般犯罪の傾向

(1) 治安情勢

ア 内政概況

小麦及び燃料の価格高騰、現金不足、インフレの進行が深刻化し、これらに対する抗議活動が12月19日にリバーナイル州アトバラにて発生。右抗議活動は後に反政府運動へと発展し、スーダン全土に拡大した。2019年2月22日には非常事態宣言が発出されたが、その後も事態は鎮静化されず、民衆は軍にバシール政権打倒のための介入を求めるため、4月6日には軍本部周辺での大規模な座り込みデモを開始した。最終的に軍は国民の要求に応え、4月11日にバシール政権が退陣する事態となった。

バシール政権退陣後、暫定軍事評議会（TMC）が設立されたが、市民は文民政府への権力委譲を要求しており、軍本部周辺での座り込みデモが継続した。しかし、6月3日、治安部隊は座り込みデモの強制排除を実行し、これに伴い100名以上が死亡したとされる。

現在にいたるまで、権力委譲に関するTMCと「自由と変化宣言」勢力（民衆側の代表）の交渉が継続中であり、散発的に抗議活動も行われるなど、予断を許さない状況が続いている。

イ スーダン・南スーダン関係

UNHCRの発表によれば、2019年6月30日時点で、85万人以上の南スーダン難民がスーダンに滞在しており、2019年の年始から6月30日時点までで1万3千人以上が到着した。スーダン政府は、南スーダン難民の受け入れ方針を明確にしており、UNHCRと協力の下、人道支援を行っている。

2018年6月25日より、スーダン政府が南スーダン和平当事者をハルツームに招致し、対話ラウンドを開始したことで、スーダン・南スーダン間の石油協力を含む南スーダン和平に関するハルツーム宣言が発出された。また、7月には治安取決めに関する合意、8月には南スーダン暫定政府の体制に関する合意がハルツームにて結ばれた。この間、両国石油大臣間で南スーダン石油生産再開に関する合意が結ばれ、また、両国貿易大臣間では国境間のヒト・モノの移動の開放につき一致するなど、最近の両国関係は前向きな方向に向かっている。

ウ ダルフール地域

ジャバル・マッラにおいて、政府軍とSLA/AW軍間で衝突が断続的に発生しているが、その他の地域においては、政府と反政府勢力との戦闘は

見られていない。一方で、政府軍と SLA/AW 軍の衝突は、新たな IDP（国内避難民）も発生させている。

当該期間、ダルフル各地において、低い水準でコミュニティー間の衝突が発生し、複数の死傷者を出している。また、最近では国連 AU ダルフル派遣団（UNAMID）の基地や援助機関事務所への襲撃・略奪事案も発生した。ただし、昨年からのスーダン政府による武器回収活動は、一般犯罪及びコミュニティー間衝突の改善に貢献している。

エ 南コルドファン州、西コルドファン州及び青ナイル州

南コルドファン州、西コルドファン州及び青ナイル州では、第二次南北スーダン内戦時代に南部スーダン側として戦った将兵が多数残存し、「スーダン人民解放運動・北部勢力（SPLM-N）」として、政府軍との闘争を継続するとともに、ダルフル地域の反政府勢力と連携し、スーダン革命前線（SRF）を形成している。SRF は、「自由と変化宣言」勢力の一部として、暫定軍事評議会との権力委譲に関する交渉に関与している。

政府と南部 2 州武装勢力の間では、長期にわたり事実上の停戦状態が維持されており、帰還民の増加を促している。他方で、各州においては、伝統的な部族間抗争が継続している。

オ アビエ地域

同地域は、スーダンと南スーダン両国が領有権を主張している係争地であり、両国が締結したアビエ地域行政治安暫定措置に基づいて、非武装地帯とされており、国連平和維持部隊「国連アビエ暫定治安部隊（UNISFA）」が同地域の治安維持を担っている。

同地域では、ンゴック・ディンカ族とミッセリーヤ族との部族間対立が存在し、また、スーダンの治安部隊と考えられる部隊がアビエに駐屯し、スーダン人民解放軍（SPLA、南スーダン国軍）の活動も確認されているなど、比較的安定しているが、予見可能性は低い。その一方で、アミエト共同市場は繁栄しており、同市場を巡る犯罪件数の増加が直近の課題ではあるものの、両部族の交流の場となっている。

（2）一般犯罪

ア ハルツーム州の一般犯罪については、治安機関関係者等によると、犯罪は増加傾向が続き、特にスーダンポンド安や物価上昇に伴う経済情勢の悪化が原因とみられる、ひったくりや車上ねらい等の金品目的犯罪や薬物犯罪が増加傾向にある。

イ 未だ政府と主要反政府勢力との停戦が実現していないダルフル地域や南部各州においては、依然として武装集団による犯罪行為の発生がみられており、同地域で活動する国連職員及び国際 NGO 職員等にとって、注意すべき情勢が続いている。

2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

(1) 殺人

当該期間における邦人の被害事件は認知していない。

(2) 強盗

当該期間における邦人の被害事件は認知していない。

(3) 強姦

当該期間における邦人の被害事件は認知していない。

(4) その他

当該期間における邦人の被害事件は認知していない。

3 テロ・爆弾事件発生状況

(1) ISIL に武器を密輸していたスーダン人男性の起訴

2018年9月、国家情報治安庁（NISS）は、ISIL に武器を密輸していたとして、ISIL に所属し、紅海州ポート・スーダン在住のスーダン人男性をハルツームのテロリズム法廷に告訴した。

(2) ISIL に所属していたスーダン人女性医師の解放

同月、シリア北東部のクルド勢力は、NISS の要請を受け、ISIL に所属していた疑いで拘束されていたスーダン人女性医師を当局へ引き渡し、その後、同人は家族の元へ帰還した。

4 誘拐・脅迫事件発生状況

当該期間における事件は認知していない。

5 対日感情

スーダン国民は、大使館や JICA、NGO 団体の各種活動、日本製の自動車及び電化製品等の日本企業の良質な製品を通じ、一般的には日本に対して良好なイメージを持っていると思われるが、知日家、親日家と呼ばれ、日本の文化慣習に深く理解を有する人々はそれ程多くはなく、在留者の多さとその見た目から中国人に間違われることも多い。また、イスラム教を背景とした突発的な事件（イスラムへの冒流行為、飲酒に関する事故）等が発生した場合には、対日感情が急激に悪化する可能性がある。

6 日本企業の安全に関する諸問題

関連情報なし。